

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程の改正（案） 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
第 1 条～第 9 条 (略)	第 1 条～第 9 条 (略)
(庶務) 第 10 条 運営委員会の庶務は、 <u>漁業調整室漁業業務推進課</u> において処理する。	(庶務) 第 10 条 運営委員会の庶務は、 <u>漁業管理・融資室業務推進課</u> において処理する。
第 11 条 (略)	第 11 条 (略)

附 則

この規程は、令和元年 9 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。